

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給します



■対象世帯

1. 令和5年度住民税非課税世帯

令和5年6月1日時点で町に住民登録があり、世帯全員分の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

2. 家計急変世帯

予期せず令和5年1月から9月までの収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当であると認められる世帯

■支給額

1世帯あたり3万円

■支給方法

1. 令和5年度住民税非課税世帯

- ① 町から令和4年度に実施した「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を受けた方
 - ・7月上旬に町から「支給のお知らせ」をお送りします。
 - ・給付金を受給するための手続きは不要です。なお、受給口座を変更する場合は、手続きが必要です。
- ② 上記①以外の方
 - ・7月中旬に町から「対象要件確認書」をお送りします。
 - ・受給するためには、「対象要件確認書」に必要事項を記入のうえ期限内に福祉健康課へ提出してください。

2. 家計急変世帯

- ・「給付金申請書」を期限内に提出してください。申請内容・添付書類の確認後に順次振込みます。

■申請期限

9月29日（金）必着

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線135） 直通75-6205

住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金を拡充します



2050年ゼロカーボンの実現に向けて、再生可能エネルギーの積極的活用と環境にやさしいまちづくりを進めるために交付している住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金を拡充します。

- ① 住宅用太陽光発電の補助限度額（7万5,000円）を撤廃しました。
- ② 電気自動車等充電設備（V2H）に対する補助を新設しました。

補助対象システム	補助金額
住宅用太陽光発電システム 住宅で消費する電気を太陽光から直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成され、余剰電力を電力会社に供給することができる機能を備えた装置。当該太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満の未使用のもの。	システムの設置費用に対し、1kWあたり1万5,000円とし、当該金額に太陽電池の最大出力の値（kW単位とし、小数点第2位未満の端数は切捨て）を乗じて算出した額。
家庭用定置型蓄電システム 電力変換装置が一体的に構成されている未使用のもの。	システムの設置費用に対し、3分の1以内の額。上限20万円。
家庭用エネルギー管理システム 住宅の機器及び電力設備に接続し、エネルギー使用状況の「見える化」ができ、省エネを促す情報提供機能を有しているシステムであり、「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載している未使用のもの。	システムの設置費用に対し、3分の1以内の額。上限5万円。
新 電気自動車等充電設備 電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる未使用のもの。	システムの設置費用に対し、10分の1以内の額。上限10万円。

※補助金を希望する場合は、**着工前の申請が必要**です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111（内線224） 直通75-6211